

## 7. 高血圧専門医制度における指導医に関する細則

2009年4月1日 施行

2012年8月5日 一部改訂

2013年3月28日 一部改訂

2013年8月4日 一部改訂

2014年12月27日 一部改訂

2015年12月2日 一部改訂

2016年5月13日 一部改訂

2016年9月28日 一部改訂

### 第1条

日本高血圧学会認定高血圧専門医制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については施行細則の規定に従うものとする。

### 第2条 指導医の申請条件

1. 認定された施設に勤務(大学は専任教員・一般病院は常勤医師)する高血圧専門医資格を保持または資格取得が決定している本学会員。
2. 申請時過去5年以内の間に、高血圧に関する臨床・研究業績発表3編を有し、下記の①または②の項目のいずれかに該当するもの。

① 発表は、本会の指定する学会の公開の学術集会(地方会を含む)でなされたもので、共同研究者でもよい。(註1)

② 論文は、本会の指定する学会の学術雑誌(定期刊行物)に掲載された原著、症例報告、総説とし、共著者でも良い。(註2)

### 第3条 指導医の更新

指導医は、その継続を希望する場合には、5年後に日本高血圧学会認定専門医制度規則第9章第19条に定める手続きを経て、委嘱の更新を受けなければならない。(註3)。

認定更新には次の条件を満たしていなければならない。

1. 認定された施設に勤務する高血圧専門医資格を保持する本学会員  
※非常勤で高血圧指導医としての実態がある場合は常勤の限りではない。
2. 申請時過去5年以内の間に、高血圧に関する臨床・研究業績発表3編を有し、下記の①または②の項目のいずれかに該当するもの。

- ① 発表は、本会の指定する学会の公開の学術集会（地方会を含む）でなされたもので、共同研究者でもよい。（註1）
- ② 論文は、本会の指定する学会の学術雑誌（定期刊行物）に掲載された原著、症例報告、総説とし、共著者でも良い。（註2）

I. 指導医を受けてから更新までの5年間で業績が3編に満たない場合は、指導医更新の保留を申し出て業績を有した後に更新の申請をすることができる。保留期間は1年間とし、保留期間中は、日本高血圧学会認定、高血圧指導医を呼称することはできない。保留期間終了後は、指導医更新の申請をすることはできない。但し、出産、育児、長期の病気療養や研究のための海外留学等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。

（註1）

本規定①にある本会の指定する学会の公開の学術集会で本学会の認めるものは次の通りとなる。

日本高血圧学会、日本循環器学会、日本内科学会、日本内分泌学会、日本心臓病学会、日本糖尿病学会、日本腎臓病学会、日本脈管学会、日本成人病（生活習慣病）学会、日本動脈硬化学会、日本脳卒中学会、日本心血管内分泌代謝学会、日本透析医学会、日本老年医学会、日本神経学会、日本循環器管理研究協議会、高血圧関連疾患モデル学会、日本妊娠高血圧学会、国際高血圧学会、American Heart Association, European Society of Hypertension, European Society of Cardiology, American Society of Hypertension, AHA Council for High Blood Pressure Research, Asian Pacific Society of Hypertension, 日・中・韓合同高血圧シンポジウム

（註2）

本規定②にある本会の指定する学会の学術雑誌とは次の通りとなる。

1. （註1）で定める学会の機関誌
2. Journal of Hypertension  
Hypertension  
Journal of American Society of Hypertension  
American Journal of Hypertension  
Clinical and Experimental Hypertension  
Journal of Clinical Hypertension  
Journal of Human Hypertension  
Blood Pressure
3. 上記以外の和文、欧文誌については、専門医制度委員会で審議する。

(註 3)

日本高血圧学会認定専門医制度規則第 9 章第 19 条

1. 指導医申請書
2. 業績目録